

津市マンション管理適正化推進計画

令和5年9月20日

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第3条の2第1項に基づき、マンションの管理の適正化を図るための基本的な方針（令和3年国土交通省告示第1286号。以下「マンションの基本的な方針」という。）のもと、津市マンション管理適正化推進計画を以下のとおり策定します。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市では、今後、高経年のマンションが増加することが予想されることを踏まえ、マンションの管理適正化を進めます。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本計画期間内に管理組合の実態調査等を進め、本市内のマンションの管理状況を把握します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンションの基本的な方針において定めるマンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、マンションの基本的な方針において定めるマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、窓口、広報紙、ホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年9月から令和10年8月までの5年間とします。なお、社会経済の変化、関連する法令等を踏まえ見直しを適宜行うものとします。